

# 定期巡回・随時対応サービス

## ひのき和光ステーション

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護(連携型) )

### 運営規程

#### (事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社C-コネクトが開設する（以下、「事業所」という）が行なう定期巡回・随時対応型訪問介護看護（連携型）の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士または介護職員初任者研修課程の修了者（以下「訪問介護員等」という）が、要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

#### (運営の基本方針)

第2条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の実施にあたっては、要介護状態となつた場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴・排泄・食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応その他、安心してその居宅において生活を送ることができるようするための援助を行い、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

#### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 定期巡回・随時対応サービスひのき和光ステーション
- (2) 所在地 埼玉県和光市南1-11-76 第二福寿ビル101

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤兼務)

- 管理者は事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う
- 従業者に基準を遵守させるための必要な指揮命令

(2) オペレーター 提供時間を通じて1名以上(常勤兼務)

- 利用者、家族からの通報を随時受け付け、適切に対応
- 利用者またはその家族に対して、適切な相談及び助言

(3) 計画作成責任者 1名以上(常勤兼務)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の作成および交付
- サービス提供の日時等の決定
- サービスの利用の申し込みに係る調整、サービス内容の管理

(4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員 必要な人数(常勤兼務)

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画に沿った定期的な巡回

(5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員 提供時間を通じて1名以上(常勤兼務)

- オペレーターからの要請を受けての利用者宅の訪問

(営業日及び営業時間)

第5条 当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 365日

(2) 営業時間 24時間

(3) 事務受付時間 平日9:00～18:00

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額)

第6条 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容は、定期巡回サービス、随時対応サービス、随時訪問サービス、看護サービスからなり、当該サービスを利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定めた基準額から法定に沿った利用者負担割合分を算定した額になる。

2 前項に関して、厚生労働大臣が定める基準の変更がある場合、相当な額に変更することとする。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1か月前までに利用者に説明することとする。

3 利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については利用者が負担するものとする。

4 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適當であるものは、その都度、相談の上、取り決める。

5 利用者の都合でサービス当日にキャンセルする場合には、キャンセル料を申し

受ける。ただし、ご利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要。

連絡時期	キャンセル料
サービス利用の前日 18:00まで	無 料
サービス利用の前日 18:00から	500円（税別）

※ サービスの提供にあたっては、エリア外であっても交通費は請求しない。

(サービス内容)

イ) 定期巡回サービス	訪問介護員が定期的に利用者宅を巡回し介護サービスを提供します。
ロ) 隨時対応サービス	利用者・家族からの通報を受け、24時間オペレーター（専門職）が対応するサービスです。
ハ) 隨時訪問サービス	オペレーターからの要請を受け、随時利用者宅を訪問し、介護サービスを提供します。
ニ) 看護サービス	アセスメント、モニタリング及び連携先の訪問看護事業所が定期的並びに随時状況に応じて看護サービスを行う。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施区域は次のとおりとする。

和光市南地域

(衛生管理)

第8条 サービス提供に際し、従業者が感染症等の感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るための衛生管理に努め、必要な対策を講じるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法)

第10条 サービスの提供に当たり、利用者負担にて利用者宅に取り付ける専用のキーボックスにて保管する。また、合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者およびその家族、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとする。

#### (個人情報の保護)

- 第11条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

#### (苦情解決)

- 第12条 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 事業所は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに関し、介護保険法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は和光市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して和光市が行なう調査に協力するとともに、和光市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業所は、和光市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を和光市に報告する。
- 5 事業所は、提供した定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第13条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。
- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情受付体制の整備

(3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等利用者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを和光市に通報する。

(事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法)

第14条 事業所は、安全かつ適切に、質の高いサービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組む。

2 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに和光市、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

4 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業者は、職員の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を確保する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 繼続研修 適宜

(3) 事業所は従業員に対し、その知識及び技術の向上を目的として、適宜な教育と研修の機会及び内容を実施する。

2 事業者は従業者に、その同居の家族である利用者に対する当該サービスの提供をさせないものとする。

3 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社C-コネクトと事業所の管理者との協議について定めるものとする。

(記録の整備)

第16条 事業所は、サービス提供に係わる記録、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 利用者の主治の医師による指示の文書

(4) 訪問看護計画書

(5) 和光市への通知に係る記録

(6) 苦情の内容等の記録

- (7) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (8) 報告、評価、要望、助言等の記録

(介護・医療連携推進会議)

- 第17条 サービス提供にあたっては、地域に密着し開かれたものにするために、介護・医療連携推進会議を設置し、サービス提供状況等を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設ける。
- 2 介護・医療連携推進会議の開催は、おおむね6ヶ月に1回以上とする。
  - 3 介護・医療連携推進会議のメンバーは、利用者、家族、地域住民の代表者、医療関係者、地域包括支援センターの職員、和光市職員、有識者等とする。
  - 4 介護・医療連携推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。